

議案審議（議案19件）

(1) 広川町条例の一部改正1
2件

○広川町個人情報保護条例の一部改正

個人情報保護に関する法律
および行政機関の保有する個人
情報の保護に関する法律一部改
正による改正

○広川町印鑑条例の一部改正

青年被後見人等の権利の制限
に係る措置の適正化等を図るた
めの関係法律の整備に関する法
律の施行等による改正

○広川町地区集会所の設置及び
管理に関する条例の一部改正

公の施設の使用料見直しに伴
う通称Kiriruの使用料の
変更のための改正

○指定管理者の使用料設定に
関する規約について説明を。

○規約は、条例の第12条、
指定管理者による管理で定めて
いる。

○使用料を町と協議して決定
するとはどういうことか。上限
を2倍に設定する根拠は。

○そもそも、使用料を協議す
ることが決められている。指定
管理者が裁量権を発揮できるよ
う幅を持たせたもの。

○反対討論 江藤議員

使用料の値上げにつながるも
のであり反対する。

○賛成討論 池尻議員

消費税増税、物価上昇、また、
指定管理に関するもので、指定
管理者により適正に運用される
ものと考ええる。

賛成多数で可決。

○広川町特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部
改正

国が定める同基準の一部改正
に伴う改正

○広川町放課後児童健全育成事
業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正

児童福祉法に基づき国が定め
る同基準の一部改正に伴う改正

○広川町特別職の職員の給与及
び旅費に関する条例の一部改正

町財政事情を考慮し、町長の
給料月額を1年間100分の5
減額するための改正

○「財政事情を考慮し」の説
明をお願いしたい。

○引き続き厳しい財政に対す
る町長に姿勢と理解いただきた
い。

○いつまで続けられるのか。

○在任期間中は減額したい考
えである。

○広川町職員の勤務時間及び休
暇等に関する条例の一部改正

職員が要介護者の介護をする
ための介護時間に係る条文を設
定する改正

○広川町附属機関に関する条例
の一部改正

○広川町特別職の職員で非常勤
のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正

地方公務員法及び地方自治法
の一部を改正する法律の公布に
よる改正（令和2年4月1日施
行）

○広川町移住定住促進センター
兼滞在交流施設の設置及び管理
に関する条例の一部改正

公の施設の使用料見直しに伴
う通称Origeの使用料の変
更のための改正（令和2年4月
1日施行）

○使用人数から部屋の広さに
変えた理由は。

○公の施設の使用料算定基準
を面積としたためである。



広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設 Orige

○反対討論 江藤議員

算定基準は町民に理解が難し
い。使用料の値上げが可能にな
るものであり反対する。

○賛成討論 池尻議員

あくまでも上限で、指定管理
の取り組みにより、適正な設定
が行われると考える。
賛成多数により可決